

別表第1

補助対象事業及び補助限度額への加算の要件

1 定義

- (1) 地域資源とは、産地の技術、農林水産物及び観光資源といった地域の特徴ある資源で、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に基づき県が基本構想で指定したもののほか、地域に根付いているもの及び将来地域資源になりうるものとする。
- (2) 直接雇用とは、事業実施主体において補助事業実施前に従業員でなかった**高知県内に居住している者**を、事業計画期間内に、雇用保険の被保険者として、6月以上雇用する形態(延人役が6月を超える場合は同様とみなす。)をいう。
- (3) **正規雇用とは、期間を定めずに雇用される高知県内に居住している労働者であり、短時間労働者(一週間の所定労働時間が通常の労働者と比して短い労働者)及び無期雇用派遣労働者(期間を定めずに雇用される派遣労働者)は除くものとする。**
- (4) 受益者とは、事業を実施することによって、県内において収入増加等実際に金銭的な受益を得る者とし、生産農家又は加工・販売業者の種別を問わない。ただし、直接雇用する者及び事業実施主体に属する者(農業協同組合等生産者組合の生産者を除く。)は、受益者に含まないものとする。
- (5) 投資効果とは、原則として、妥当投資額を事業計画期間内の総事業費で除して得た値とし、妥当投資額は、事業計画期間内の総効果額を還元率で除して得た額とする。

$$\text{還元率} = (i \times (1 + i)^n) \div ((1 + i)^n - 1)$$

※ i = 割引率 n = 総合耐用年数

2 ステップアップ事業 省略

3 一般事業(1)、(2) 省略

(3) ①、② 省略

③経済波及効果要件(全て満たすこと)

	補助要件	内容
1	直接雇用の発生	事業計画期間内に直接雇用が1名以上(常勤職員よりも勤務時間が短い場合は常勤換算して1名以上)あること
2	受益者の発生	事業計画期間内の受益者が5名以上で、その受益が5年以上安定的に継続することが見込まれていること
3	主要原材料等の県内産割合	主要原材料等(※1)の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80%以上であること
4	売上額の向上	売上額が5年で5%以上増加することが見込まれること。ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となることが見込まれること。

別表第1

補助対象事業及び補助限度額への加算の要件

1 定義

- (1) 地域資源とは、産地の技術、農林水産物及び観光資源といった地域の特徴ある資源で、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)に基づき県が基本構想で指定したもののほか、地域に根付いているもの及び将来地域資源になりうるものとする。
- (2) 直接雇用とは、事業実施主体において補助事業実施前に従業員でなかった者を、事業計画期間内に、雇用保険の被保険者として、6月以上雇用する形態(延人役が6月を超える場合は同様とみなす。)をいう。
- (3) 受益者とは、事業を実施することによって、県内において収入増加等実際に金銭的な受益を得る者とし、生産農家又は加工・販売業者の種別を問わない。ただし、直接雇用する者及び事業実施主体に属する者(農業協同組合等生産者組合の生産者を除く。)は、受益者に含まないものとする。
- (4) 投資効果とは、原則として、妥当投資額を事業計画期間内の総事業費で除して得た値とし、妥当投資額は、事業計画期間内の総効果額を還元率で除して得た額とする。

$$\text{還元率} = (i \times (1 + i)^n) \div ((1 + i)^n - 1)$$

※ i = 割引率 n = 総合耐用年数

2 ステップアップ事業 省略

3 一般事業(1)、(2) 省略

(3) ①、② 省略

③経済波及効果要件(全て満たすこと)

	補助要件	内容
1	直接雇用の発生	事業計画期間内に直接雇用が1名以上(常勤職員よりも勤務時間が短い場合は常勤換算して1名以上)あること
2	受益者の発生	事業計画期間内の受益者が5名以上で、その受益が5年以上安定的に継続することが見込まれていること
3	主要原材料等の県内産割合	主要原材料等(※1)の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80%以上であること
4	売上額の向上	売上額が5年で5%以上増加することが見込まれること。ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となることが見込まれること。

(新)

5	付加価値額の向上	付加価値額（※2）が5年で5%以上の向上が見込まれること。ただし、付加価値額について上記の要件を満たさない場合であっても、従業員一人当たりの付加価値額が5年で5%以上の向上が見込まれる場合には要件を満たすものとする。
---	----------	--

※1 主要原材料等とは、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合においては、「商品を構成する主たる原材料等」のことをいい、これらの仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は、~~直近実績において~~80パーセント以上であることとする。ただし、県内において、主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、「商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している原材料等」の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が~~直近実績にお~~~~いて~~80パーセント以上であり、かつ、地域への波及効果を説明できることをもって要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。

※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

4 特別承認事業 省略

5 中山間地域雇用創出事業

①基本要件（全て満たしており、かつ中山間地域等における事業であること）

3一般事業（1）通常分①と同様

②現状打開要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

3一般事業（2）特別分②と同様

③経済波及効果要件（全て満たすこと）

	補助要件	内容
1	正規雇用の発生	補助金の交付決定日から起算して3年が経過した日が属する年度末までに、正規雇用が1名以上あること。ただし、事業実施主体における従業員数及び正規雇用の従業員数の両方が、事業着手前と比較して純増していること
2	受益者の発生	事業計画期間内の受益者が5名以上で、その受益が5年以上安定的に継続することが見込まれていること
3	主要原材料等の県内産割合	主要原材料等（※1）の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80%以上であること
4	売上額の向上	売上額が5年で5%以上増加することが見込まれること。ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となることが見込まれること

(旧)

5	付加価値額の向上	付加価値額（※2）が5年で5%以上の向上が見込まれること。ただし、付加価値額について上記の要件を満たさない場合であっても、従業員一人当たりの付加価値額が5年で5%以上の向上が見込まれる場合には要件を満たすものとする。
---	----------	--

※1 主要原材料等とは、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合においては、「商品を構成する主たる原材料等」のことをいい、これらの仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は、直近実績において80パーセント以上であることとする。ただし、県内において、主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、「商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している原材料等」の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が直近実績において80パーセント以上であり、かつ、地域への波及効果を説明できることをもって要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。

※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

4 特別承認事業 省略

(新)

5	付加価値額の向上	付加価値額（※2）が5年で5%以上の向上が見込まれること。ただし、付加価値額について上記の要件を満たさない場合であっても、従業員一人当たりの付加価値額が5年で5%以上の向上が見込まれる場合には要件を満たすものとする
6	売上額の目標達成	一般事業又は特別承認事業の事業採択申請時に提出した事業計画書の売上額の目標を直近の決算期において達成しており、かつ直近の決算期において経常利益が発生していること
7	給与支給総額の増加	新規雇用者等を除く給与支給総額が事業実施年度の翌年度までに4%以上増加することが見込まれること
8	ワークライフバランスの推進	高知県ワークライフバランス推進企業として「次世代育成」「年休」「女性活躍」の認証を受けていること (事業実施年度の翌年度までに認証を受ける見込みがあるものを含む)

※1 主要原材料等とは、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合においては、「商品を構成する主たる原材料等」のことをいい、これらの仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は、80パーセント以上であることとする。

ただし、県内において、主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、「商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している原材料等」の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80パーセント以上であり、かつ、地域への波及効果を説明できることをもって要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。

※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

6 雇用奨励金事業

次の要件を全て満たすこと

	交付要件	内容
1	正規雇用の発生	補助金の交付決定日から起算して3年が経過した日が属する年度末までに、新たに34歳以下の者を6月以上継続して正規雇用しており、年度終了実績報告または補助金実績報告の3月31日時点で在籍していること ただし、事業実施主体における従業員数及び正規雇用の従業員数の両方が、事業着手前と比較して純増していること
2	給与支給総額の増加	新規雇用者等を除く給与支給総額が事業実施年度の翌年度までに4%以上増加することが見込まれること

(旧)

(新)

3	ワークライフバランスの推進	高知県ワークライフバランス推進企業として「次世代育成」「年休」「女性活躍」の認証を受けていること (事業実施年度の翌年度までに認証を受ける見込みがあるものを含む)
---	---------------	--

7 外部人材活用支援事業

次の要件を全て満たすこと

	補助要件	内容
1	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであることと	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の経費規模、配分が適正であること ④法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
2	外部の専門人材のノウハウ等を効果的に活用することができる準備が整っていること	①専門人材の役割、活動内容、候補者が明確であること ②ノウハウ等の移転を受ける人材が明確であること
3	事業の飛躍的な成長を図る具体的な計画であること	①実現可能な売上等の目標を設定していること ②目標達成による効果が見込まれること
4	市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた取組であること又は市町村長の意見書に記載された取組であること	

8 地域産業課題解決支援事業

次の要件を全て満たすこと

	補助要件	内容
1	高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）からの指導を受け、それを生かした取組であること	補助事業の活用年度の前年度から起算して3年以内に高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）の指導を受けた取組であること

(旧)

5 外部人材活用支援事業

次の要件を全て満たすこと

	補助要件	内容
1	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであることと	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の経費規模、配分が適正であること ④法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
2	外部の専門人材のノウハウ等を効果的に活用することができる準備が整っていること	①専門人材の役割、活動内容、候補者が明確であること ②ノウハウ等の移転を受ける人材が明確であること
3	事業の飛躍的な成長を図る具体的な計画であること	①実現可能な売上等の目標を設定していること ②目標達成による効果が見込まれること
4	市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた取組であること又は市町村長の意見書に記載された取組であること	

6 地域産業課題解決支援事業

次の要件を全て満たすこと

	補助要件	内容
1	高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）からの指導を受け、それを生かした取組であること	補助事業の活用年度の前年度から起算して3年以内に高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）の指導を受けた取組であること

(新)

2	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであること	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の採算性、将来性（成長の可能性）があること ④事業の経費規模、配分が適正であること ⑤法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
3	投資にふさわしい効果を期待することができること	直接雇用、受益者効果、地域資源の活用等による周辺地域への経済波及効果が見込まれること

9 拠点加算

次の要件を全て満たすこと

補 助 要 件	
1	市町村が整備する販売拠点機能を有する道の駅や直販所等であって、レストラン又は加工のいずれかの機能（付加機能）を有する複合施設であること
2	事業実施期間内において、付加機能の売上額が3千万円以上を計画する事業であること
3	事業実施期間内において、直接雇用が2名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して2名以上）あること

2	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであること	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の採算性、将来性（成長の可能性）があること ④事業の経費規模、配分が適正であること ⑤法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
3	投資にふさわしい効果を期待することができること	直接雇用、受益者効果、地域資源の活用等による周辺地域への経済波及効果が見込まれること

(旧)

2	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであること	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の採算性、将来性（成長の可能性）があること ④事業の経費規模、配分が適正であること ⑤法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
3	投資にふさわしい効果を期待することができること	直接雇用、受益者効果、地域資源の活用等による周辺地域への経済波及効果が見込まれること

7 拠点加算

次の要件を全て満たすこと

補 助 要 件	
1	市町村が整備する販売拠点機能を有する道の駅や直販所等であって、レストラン又は加工のいずれかの機能（付加機能）を有する複合施設であること
2	事業実施期間内において、付加機能の売上額が3千万円以上を計画する事業であること
3	事業実施期間内において、直接雇用が2名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して2名以上）あること

2	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであること	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の採算性、将来性（成長の可能性）があること ④事業の経費規模、配分が適正であること ⑤法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
3	投資にふさわしい効果を期待することができること	直接雇用、受益者効果、地域資源の活用等による周辺地域への経済波及効果が見込まれること